

伝統工芸「かりゆし®」 ウェアに関する使用条件

※「かりゆし®」は沖縄県縫製業組合の商標登録です。



～主な使用条件～

- ①沖縄県が指定した伝統工芸製品の技術・技法を用いて生産された染織物を活用した「かりゆしウェア」である事。
- ②上記技法が手織、手染めである事。
- ③沖縄県内で縫製されている事。
- ④NPOもしくは伝統工芸各産地組合にて、製品の検品を行える事。

その他、詳しいお問い合わせは下記までご連絡下さい。

☎ : 098-996-2975 (平日 : 9 : 00 ~ 17 : 00)
伝統工芸かりゆしウェアタグ担当まで。

NPO法人沖縄県工芸産業協働センター

「伝統工芸かりゆし®ウェア」

簡素版

伝統かりゆし®ウェア 取扱いについて

第1版 平成28年4月

特定非営利活動法人

沖縄県工芸産業協働センター

〒901-1116 沖縄県南風原町照屋213 2階